

令和 8 年熊本地震及び令和 8 年 8 月千葉豪雨における被災者を対象に水道料金及び下水道使用料の減免を実施します

川崎市では、令和 8 年熊本地震及び令和 8 年 8 月千葉豪雨により被災され、本市が受入れを行っている市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅に入居している方を対象に、次のとおり水道料金及び下水道使用料の減免を実施します。

1 対象者

令和 8 年熊本地震又は令和 8 年 8 月千葉豪雨により被災され、本市が受入れを行っている市営住宅又は川崎市住宅供給公社住宅に入居している方（※）

2 減免の内容

「水道料金及び下水道使用料」の基本料金相当額 2, 6 1 8 円（2 か月当たり）
（内訳 水道料金 1, 1 6 6 円 下水道使用料 1, 4 5 2 円）

3 減免の適用期間

原則 6 か月以内

4 申請の手続

上下水道局が当該施設への入居を確認するため、申請は必要ありません。

※ 川崎市では、令和 8 年熊本地震及び令和 8 年 8 月千葉豪雨で被災され、住まいに困窮されている方に対し、市営住宅及び川崎市住宅供給公社住宅への受入れを行っており、令和 8 年熊本地震の被災者は 8 月 7 日（金）から、令和 8 年 8 月千葉豪雨の被災者は 8 月 2 4 日（月）から申込受付を開始しております。

【問合せ先】

川崎市上下水道局サービス推進部営業課 大美賀
電話 （0 4 4）2 0 0－3 1 2 5
内線 4 6 1 0 2